

学生支援 だより

TOHOKU UNIVERSITY
GAKUSEISHIEN
DAYORI

2019.7.26 No.

14



CONTENTS

P1	P2	P3	P4
●交通ルールを守りましょう	●お酒との関わり方について	●麻薬のない学生生活のために	●みなさんに知ってほしいこと

交通ルールを守りましょう

本年4月以降、本学には、学生のみなさんの自転車やバイクの危険な運転について、非常に多くの苦情が寄せられています。法令を順守し安全な運転を心がけましょう。特に、人に接触する等した場合、そのまま立ち去ってははいけません。必ず救護してください。

●苦情①バイク

交差点で乗用車が左折しようとしたところ、対向車線にいた原付バイクが突っ込むように右折してきて急ブレーキをかけた。

●苦情②自転車

自転車が歩行者のいる歩道を猛スピードで走行してきた。轢かれそうでこわかった。

●苦情③自転車

車が停止信号で止まっていると、自転車が車と歩道の間をすり抜けようとして、サイドミラーにぶつかり傷がついた。自転車は何も言わずに逃げていった。

また、夏休み中は車やバイクの長距離運転をすることもあるでしょう。課外活動や旅行等での交通事故が大学に報告されていますので、次の点に十分注意して、事故のないようにしましょう。

1. 経路や時間、スケジュールは、余裕のある計画にしましょう。
2. 体調管理をしっかり。睡眠不足や休憩なしは厳禁です。
3. 自動車保険やバイク保険は加入必須です。補償内容も確認しましょう。
4. 法令を順守してください。
5. もし、事故を起こしてしまったら110番、
事故による負傷者がいる場合119番、
その後、保険会社に連絡。
6. 後日、大学に事故の報告をしてください。
(所属の学部・研究科へ)



お酒との関わり方について

本学学生によるお酒に関する事件・事故は毎年発生しています。事故が起こらないように、お酒の席では、お互いの体調を気遣い、「お酒を飲まなければいけない雰囲気」をつくらないように気を付けましょう。また、過度の飲酒をしている者を見かけたら、その飲酒行為を止めましょう。

注意事項

1▶ 20歳未満者は飲酒できません！

2▶ 飲酒の強要や一気飲みは絶対にダメ！

※他大学において、一気飲みをした学生が意識を失い、その後死亡に至ったケースがありました。この事故では、当該学生が泥酔して呼びかけに応じないような状態だったにもかかわらず、一緒にいたメンバーは救急車を呼ぶなどの適切な措置をしなかったとして、保護責任者遺棄致死の疑いで書類送検されています。このケース以外にも飲酒事故は数多く起こっており、損害賠償訴訟に発展しているものもあります。



3▶ 迷惑行為はダメ！

迷惑行為をしているメンバーを見たら、周りが止めましょう。

4▶ 気分が悪くなった人の対応

①一人にしないで介抱する

→急激な体調変化により死亡に至る場合や事件・事故に巻き込まれる場合があります。

②横向きに寝かせ、毛布などをかける。

→横向きは、嘔吐した場合に、窒息を防ぐためです。
→毛布などをかけるのは、体温の低下を防ぐためです。

③体調悪化が著しい場合は救急車を呼ぶ（119番）

体調悪化の例

- 体を揺すっても反応がない
- 体温が低下している
- 呼吸がおかしい
- 大量の嘔吐



麻薬のない学生生活のために —麻薬の危険は意外なほど身近に迫っています—

麻薬とは

麻薬と呼ばれる違法薬物には、大麻、覚せい剤、コカイン、ヘロイン、危険ドラッグ、幻覚性きのこ、MDMA（合成麻薬）などがあります。危険ドラッグは法律で規制されないよう覚せい剤など規制薬物の化学構造に似せて作られており、規制薬物と同等の作用を有する成分を含む商品が多く大変危険です。



最大の怖さは「依存性」

麻薬の最大の怖さは依存性にあります。麻薬乱用は本人の人生をこわすだけでなく、友人や家族、社会も不幸にします。

麻薬乱用は厳罰に処されます



薬物事犯としての重い刑罰のみならず、東北大学は違法薬物に関し違法行為を行った場合は厳罰に処すことを明示しています。学生であれば退学又は停学処分となります。このような麻薬には決して手を出してはいけません。麻薬をすすめられても毅然と拒絶し、危険な場所に近づかないこと、逃げることも勇気です。また麻薬をすすめる友達や恋人は、あなたにとって大切な人ではありません。

それでも麻薬、特に大麻は身近に迫っています

近年、学生の大麻事犯の検挙者数は増加傾向にあります。東北大学とて例外ではなく、留学生の集団ヘロイン、コカイン、合成麻薬事件（2017年）、留学生の大麻事件（2011年）、教員の覚せい剤事件（2000年）などが発生しており、学生生活への麻薬の危険は意外なほど身近に迫っています。



みなさんに知ってほしいこと



1. 仙台市客引き行為等の禁止に関する条例

条例の内容(詳細は仙台市ホームページ <https://www.city.sendai.jp/kurashi/anzen/anzen/kyakuhiki/index.html>)

- ① 客引き行為等禁止区域が定められています。
- ② ①の区域内では、「客引き行為」、「勧誘行為」、「客待ち行為」、「勧誘待ち行為」が禁止されています。
- ③ 禁止行為をした場合は、当該行為をしてはならない旨の勧告・命令の対象となります。1回目は「勧告」、2回目は「命令」、3度目は5万円以下の過料とともに、違反者の氏名・住所が公表される場合があります。

■ 注意事項

- 客引きを利用しない。お店を予約して、現地集合しましょう。
→客引きを利用すると、ぼったくり被害に遭う可能性があります。また、歩道での待ち合わせは他の通行者や近隣のお店に迷惑です。
- アルバイトをする際は、業務内容をよく確認し、条例違反及び違法行為は絶対に行わないでください。
→飲食店のアルバイトに応募し採用されたら、仕事内容は客引きだった、という場合もあるようですので、十分注意してください。

※アルバイトに関する注意事項等の情報は、厚生労働省のウェブサイト「労働条件に関する総合情報サイト 確かめよう労働条件」に掲載されていますので、読んでみてください。また、トラブルが起きたときは、一人で悩まず周囲の人、労働相談窓口、学生相談所等に相談しましょう。

厚生労働省 労働条件に関する 総合情報サイト 「確かめよう労働条件」



右のQRコード
からアクセス!➡

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

こんな情報が掲載されています。

- アルバイトを始める前に
知っておきたい7つのポイント
- 働くときの基礎知識
(アルバイト先でのトラブルや法律について)
- 労働条件等に関するQ&A
- 相談機関

2. 宮城県青少年健全育成条例

この条例は、青少年(6歳以上18歳未満の者)の健全な育成を図ることを目的としています。過去に、この条例違反により本学学生が逮捕されたケースがありました。具体的には、条例第31条「何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。」に違反した行為によるものです。

今号で取り扱った内容に共通することですが、非違行為を行った場合、法的処分の対象となることは言うまでもありません。それとは別に、大学では教育的観点から、非違行為を行った学生に対し懲戒処分(戒告・停学・退学)を行います。

軽い気持ちからの行為であっても、加害者になってしまい、被害者を深く傷つけ、更には自身を含む関係者の人生を台無しにしてしまいます。本学学生は、学生としての本分を忘れず、常日頃から「人に対する思いやり(人権の尊重)」と「法令順守の精神」を持ち、良識と責任ある行動を心がけてください。